

国際課税トピックス

はじめに

本誌の平成10年7月号の本欄において、「米国インターネット税凍結法案の動向」のタイトルを付して、米国インターネット税凍結法案の概要と米国議会等の動向を述べたが、同法案(105th Congress 2d. Session H. R. 4328)が、1998年10月21日に成立した。ここでは、若干の前の説明と重複するが、同法の概要とその意義を再確認することは重要であると考え、同法案成立の意義について再度取り上げることとする。

1 米国インターネット税凍結法の意義

同法は、米国の国内法であり、特にその焦点は、インターネットに係る新税としての州税等の地方税の課税の3年間凍結であることから、同法が、直接にわが国になんらかの影響を与えるものではない。しかし、米国のクリントン政権は、インターネットを中心とする電子商取引について、その育成保護を政策として掲げており、既に、米国は、EU及び日本等との間において、電子商取引に関して、関税等の免税等に合意している。

1995年における米国による情報関連の使用料の受取金額は、約250億ドルであり、同分野の支払使用料は65億ドルである¹⁾。この数字から明らかのように、米国は、この分野において優位な位置にある。この自国の優位を維持発展させるために、米国の議会では、インターネット上を世界的自由貿易地域とする政策の検討が始まっている。

まっている。この政策目的を完遂するためには、インターネットに対する新たな課税は、重要な阻害要因である。したがって、インターネットについて関税の分野では免税とすることに合意しているが、その他の間接税等が、新たに課されることを懸念するむきもある。この米国インターネット税凍結法は、ある意味では、米国国内における一つの実験であり、これに成功した暁には、世界的なインターネット税凍結を米国が提唱する可能性がある。その意味で、同法はその先駆けであり、今後の同法の動向を注視する必要がある。

米国インターネット

2 米国インターネット税凍結法の概要

同法案は、当初、米国議会（第105議会）において、1997年3月13日、カリフォルニア州選出のコックス下院議員が、インターネット税凍結法案下院案（H. R. 1954）を提案し、同日に、オレゴン選出のワイデン上院議員による同種の上院案（S. 442）が提案されたことから始まっている。

同法案は、1998年7月23日に下院本会議を通過し、いくつかの修正を加えられて1998年10月8日に上院本会議において賛成多数で通過し、クリントン大統領は、同月21日に署名を行い成立している。

Topics of International Taxation

同法は、会社が児童からの個人的情報を収集することを禁止する規定等を含む包括的な法律であり、インターネット税凍結に関する規定は、同法1100条から1104条及び1201条から1206条に置かれている。

同法の最大の特徴は、1998年10月1日から2001年10月21日までの3年間にわたり、州政府及び市町村等によるインターネットへの新税等の課税の凍結である。その3年間に、同法に第1102条に定めのある「電子商取引に関する諮問委員会」が、同法成立後45日以内に19名の委員を選出して構成され、同委員会は、電子商取引

税凍結法の成立

に係る連邦税、地方税、国際課税及び関税等について検討を行い、委員の3分の2の同意を得て、勧告として議会に報告書を提出することになる。

同法により凍結対象となる税目は、インターネット・アクセス料に係る税、電子商取引に課される多重的あるいは差別的税である。したがって、電子情報の量を課税標準とするビットタックスは、凍結の対象となる税目となる。このビットタックスは、かつて、EUにおいてその実行可能性について検討され、現在においても、その有用性を強調する論者はいるが、その選挙区にコンピュータ産業を有する米国の議員が、インターネット税凍結法を推進した背景には、

EUを中心とした1996年から1997年にかけてのビットタックス導入の動向がコンピュータ業界に危機感を与えたことは事実である。なお、既に同種の税目を課している州あるいは1年以内に法律として成立する州については、当該凍結の適用外とする、いわゆる祖父条項 (grand-father clause) が適用となる。

3 今後の課題

同法が、今後どのような影響を及ぼすのかという点について、現状において推測することは難しいが、当面は、諮問委員会が活動を開始し、どのような報告書を提出するのかということが焦点となろう。一部には、同法における3年間の凍結が、委員会の勧告により継続するとの観測もあり、OECDが、1998年9月に公表した「電子商取引：課税問題に関する検討試案」とともに、今後の電子商取引に係る課税の一端を扱う問題となろう。

1) <http://policy.house.gov/documents/perspectives/global.html>

日本大学教授

矢内一好